

## 中小規模の不法投棄事案への支援事業適用シミュレーション調査及び ASR 中の有害物質分析調査について

### I. 中小規模の不法投棄事案への支援事業適用シミュレーション調査結果概要 (平成 22 年度使用済自動車の適正処理促進事業報告書より)

#### 1. 調査の目的

中小規模の不法投棄事案（100 台未満の事案）において、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが実施する不法投棄等対策支援事業（以下、「支援事業」という。）の活用促進を図るため、自治体への活用意向等についてのアンケート及び中小規模の不法投棄事案を対象とした支援事業の申請手続きのシミュレーションを実施すること等により、今後の支援事業活用促進に向けた課題の整理を行う。

#### 2. 主な調査結果

##### (1) 自治体アンケート調査

全国 47 都道府県・66 保健所設置市を対象として、支援事業の活用意向等に係るアンケート調査を実施したところ、全体の 7 割が過去に支援事業の利用を「検討したことがない」、「該当事案がない」と回答した。その理由として、「路放協\*による支援を利用」、「行政代執行が要件のため実施困難」、「引渡し料金が比較的安価で制度利用のメリットなし」又は「所有者・原因者が自ら撤去」との回答が同程度で多くみられた。（※路上放棄車処理協力会による路上放棄車処理協力事業）

行政代執行の困難性について具体的に尋ねたところ、「費用求償が困難（所有者・原因者から費用求償することは回収費用が明確でないため、徴収費用や事務費用など行政負担が大きい。）」又は「支障が不明確（具体的な環境保全上の支障は生じておらず、行政代執行の必要性が不明確。）」を挙げる回答が多く見られた。また、約半数の自治体においては、廃棄物処理法に基づく行政代執行の経験がないとのことであった。

##### (2) 不法投棄等対策支援事業の適用シミュレーション調査

都道府県・保健所設置市を対象とする調査で収集した事例の中から、原因者不明の小規模事案 2 件を対象に、支援事業の適用シミュレーションを行った。その結果、支援事業の適用を確実にするための留意点はあるものの、支援事業の出えん要件に照らして明らかに要件を欠くことはなく、いずれも適用対象となり得るものと考えられた。

他方で、行政代執行にあたって準備する書類に対し、支援事業の要請にあたって新たに必要となる書類が認められるケースがあった。また、要請にあつ

て参考とすべきガイドラインに記載された記入例は、大規模事案を想定して作成されていることから、中小規模事案を想定した記入例が必要と考えられた。

また、使用済自動車に由来する廃棄物の不法投棄事案としては、廃家電等由来の破碎残さ（SR）が混在する自動車破碎残さ（ASR）の不法投棄事案や、原位置対策（覆土等）が計画されている ASR 不法投棄事案が存在するが、これらの事案に対して直ちに現行の支援事業を適用することが困難であり、支援事業の適用は見送られてきた。今後はこのような事案も対象となるよう、支援事業の要綱の改定も視野に入れて検討する必要があると考えられる。

### （3）その他

これまでは、路上放棄車処理協力事業との役割分担等を考慮し、概ね 100 台以上の大規模事案を支援事業の対象として想定し、自治体に対してもこのような方針に沿った説明が行われてきた。このようなこともあって、中小規模事案に支援事業を活用することについて検討がなされることが少ないと考えられる。今般の路上放棄車処理協力事業の終了を受け、支援事業については、100 台以上の大規模事案に限らず、中小事案への適用が可能であることについて、自治体に向けた広報・周知が必要と考えられる。

## II. ASR 中の有害物質分析調査結果概要

(平成 22 年度自動車破碎残さにおける性状把握調査業務より)

### 1. 調査の目的

自動車メーカーでは、自動車に使用される鉛や水銀等の使用量削減に代表される環境配慮設計に取り組んできている。これらの設計・製造段階における取組等が、自動車破碎残さ (ASR) の組成にどのような影響を及ぼしているか把握する。

### 2. 調査の概要

環境負荷物質である鉛や水銀等を含む自動車部品について、環境負荷物質の使用量が削減され始めた時期を挟み、前後する平成 8 年以前に販売された使用済自動車 (平成 8 年以前使用済自動車) と、平成 12 年以降に販売された使用済自動車 (平成 12 年以降使用済自動車) とをそれぞれ 70 台確保し、解体・破碎して得られた ASR を試料として調整し、物理組成、三成分、低位発熱量、重金属類等について分析した。

### 3. 主な調査結果

有害物質である鉛については、平成 8 年以前使用済自動車 (平均 550mg/kg) と平成 12 年以降使用済自動車 (同 350mg/kg) との比較では、平成 12 年度以降使用済自動車の方が低い値となっていることが認められた。

他の主な有害物質等について平成 8 年以前使用済自動車と平成 12 年以降使用済自動車とを比較すると、水銀 (T-Hg) で平均 0.05mg/kg (平成 8 年以前) と定量下限値 (0.05mg/kg) 未満 (平成 12 年以降)、カドミウム (Cd) で平均 1 mg/kg (平成 8 年以前) と定量下限値 (1 mg/kg) 未満 (平成 12 年以降)、臭素 (Br) で平均 400mg/kg (平成 8 年以前) と同 350mg/kg (平成 12 年以降) であった。

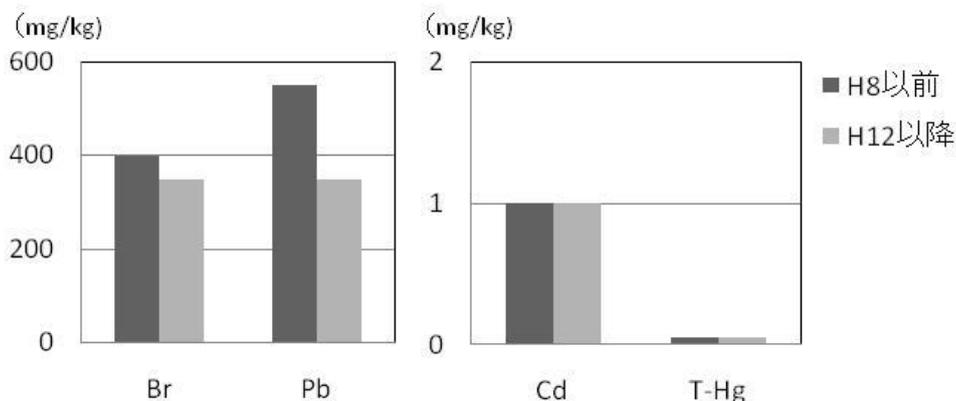


図 使用済自動車 ASR の有害物質含有量\*

(※グラフでは、定量下限値未満は定量下限値で表示)